

朝日大学法学学会則

朝日大学法学会会員

第一条(名称) 本会は、朝日大学法学会と称する。  
 第二条(事務所) 本会の事務所は、朝日大学法学部におく。  
 第三条(目的) 本会は、法学およびこれに関連する学術の研究・調査および発表を目的とする。

第四条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、左記の事業を行う。

一 研究機関誌「朝日法学論集」の発行  
 研究会および講演会の開催

第五条(役員) 本会は、左記の役員が適当と認めたる事業

一 正会員 本会法学部および本学大学院法学研究科の専任教員で、法学またはこれに関連する学術を専攻する者  
 二 学生会員 本学法学部および本学大学院法学研究科の在学学生  
 三 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者の主催する講演会等に参加することができる。

第六条(会員の特典) 本会には、左記の役員をおく。

第七条(役員) 一 会長 法学部長をもって、これに充てる。  
 二 委員 正会員の互選による。

一 編集委員 若干名  
 二 運営委員 若干名  
 三 会計委員 二名  
 四 会計監査委員 二名

第八条(役員の仕事) 会長は本会を代表し、本会の事務を統括する。編集委員は、朝日法学論集その他研究業績の公刊に関する編集事務を担当する。

一 運営委員は、本会の事業の運営を担当する。  
 二 会計委員は、本会の会計事務を担当する。  
 三 会計監査委員は、本会の会計監査を担当する。

第九条(役員の仕事) 役員は、所定の会費を納めるものとする。会費については、役員会が別にこれを定めるものとする。

一 本会の経費は、会費・補助金・寄付金およびその他の収入をもって、これに充てる。

第十条(会費) 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。本会会則の改正には、正会員の過半数の同意を要する。

第十一条(経費) 本会会則の改正は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

第十二条(事業年度) 本会会則の改正は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

第十三条(会則の改正) 本会会則の改正は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

附則 本会前は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

◎印は会長、○印はその他の役員

- 粟津明博 ◎平田勇人
- 今井潔 三田清
- 植木哲 ○宮坂果麻理
- 大塚鎔子 榎山錡吾
- 大野正博
- 岡寄修
- 齋藤康輝
- 佐藤千春
- 杉島正秋
- 高梨文彦
- 高森八四郎
- 中村良

THE ASAHI LAW REVIEW

---

No. 44 · 45

October, 2013

---

Article

The Art of Conciliation

— the Basis of Good Faith and Conciliation

..... Hayato HIRATA ( 1 )

Translation

Gerhard Leibholz, Die Allgemeine staatsrechtliche Bedeutung der  
Repräsentation. .... Übersetzt von Koki SAITO ( 63 )

---

*published by*

Asahi University Law Association  
Gifu, Japan